

「氷川講の勧め方にについて知る」解答

資料 文化二年（一八〇五）

差上申一札之事（太々神樂講勧方廻村ニ付）

（西角井家文書一六五八）

差上申一札之事

御当社永代大々神樂講勧方廻村、当丑年迄

未年迄七ヶ年之間、武藏一ヶ国之内、私共兩人江
出役被 仰付、給分之儀、雜用共一ヶ月老人ニ付
金壱両ツゝ、日割勘定を以、被下置候筈、難有
仕合奉存候、然上者、廻村先聊非法之

取計不仕、講錢集次第取立、帳面ニ

引合、世話人中江相渡し、諸事世話人中与
相談を以相勤可申上旨、被 仰渡奉畏候、
若勤方御氣ニ入不申候節者、諸帳面
御道具等御取上ニ相成候共、其節違変
之儀決而申上間敷候、為後日御受一札
仍而如件

出役

御社役人

文化二丑年五月

同断

堀江勝守

印

証人並木村

中田左近

印

武 七

印

角井出雲守様

【読み下し】（本文のみ）

資料 文化二年（一八〇五）

差上申一札之事（太々神樂講勧方廻村ニ付）

（西角井家文書一六五八）

差し上げ申す一札の事

御当社永代大々神樂講勧方廻村、当丑年より

未年迄七ヶ年の間、武藏一ヶ國の内、私共兩人へ
出役仰せ付けられ、給分の儀、雜用共一ヶ月壱人に付
金壱両づつ、日割勘定を以て、下され置候筈、有難き
仕合に存じ奉り候、然る上は、廻村先聊非法の
取計仕らず、講錢集次第取立、帳面に

引合、世話人中へ相渡し、諸事世話人中と

相談を以相勤申し上ぐべき旨、仰せ渡され畏み奉り候

若し勤方御気に入申さず候節は、諸帳面

御道具等御差上に相成候共、其節違変

の儀決して申し上げまじく候、後日の為御受一札

仍て件の如し